

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：木原正樹
学位の種類：博士(国際関係学)
学位授与年月日：2001年3月31日
学位論文の題名：「国際犯罪」としての侵略
国家責任法および
国際刑法の法典化の歴史
のおよび理論的検討
審査委員：山形英郎(主査)
龍澤邦彦
藤田久一(関西大学教授)

<論文内容の要旨>

本論文は、「国家の国際犯罪」としての侵略が、今日の実定国際法上の原則として確立したものであるか否かについて、国際犯罪に関するさまざまな提案を分析し、検討したものである。その際、「個人の国際犯罪」としての侵略を併せて検討することにより、「国際犯罪」としての侵略を、国家責任の観点から、そして国際刑法の観点から総合的に分析するという手法を採用している。以下本論文の概要を説明する。論文の構成は次の通りである。

はじめに

第1章 「国家の国際犯罪」法典化の前提としての戦争違法化

第2章 「国家の国際犯罪」特有の国際責任制度と集団安全保障体制

第3章 「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」

第4章 「国家の国際犯罪」としての侵略と「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」の不可分性

「はじめに」では、本論文の問題意識および分析方法が記されている。国家の国際犯罪は、国連国際法委員会が暫定的に採択した国家責任条文章

案第19条に規定されていたが、現在の国際法委員会特別報告者クロフォードが、この条文の削除を提案している。そこで、国家の国際犯罪という概念は、今日の国際法上、確立している原則であるといえるかどうかという問題が再燃することになった。本論文では、この問題に関し、特に侵略に焦点を当て検討するものである。

第1章は、「国家の国際犯罪」という概念が成立するための前提条件を探る。第1節では、戦争違法化以前の学説、特にグロティウスを取り上げる。論者によっては、グロティウスが侵略者の処罰の基礎を提供したと言われることがあるからである。しかし著者は、その当時の国際法では、戦争は法認され、無差別戦争観が支配的であったこと、またグロティウスは実定国際法上の原則として国際犯罪を語ったわけではないことから、国家の国際犯罪という考え方が、グロティウスによって誕生したことを否定する。また20世紀初頭を代表する国際法学者で、正戦論を主張したケルゼンも分析対象とする。しかしケルゼンが主張する制裁は、国際法の法的性質を論証するための論理であって、通常国際違法行為と国際犯罪を区別する考えではなかったことを明らかにする。第2節では、戦争違法化の歴史を概観し、戦争違法化の過程において、侵略が国家の国際犯罪であるという認識が生じてきたと述べる。サルダーニャ、カロヤニ、ドゥ・ヴァーヴルといった学者の主張を紹介し、さらに列国議会会議、国際法協会、国際刑法学会等が作成した国際刑法典案を分析する。第3節では、第2節での分析をふまえ、戦間期の様々な提案が想定していた処罰の内容を検討する。その結果、様々な提案がなされたにもかかわらず、集団安全保障の強化を求めるものでしかなかったことを明らかにする。著者は、その根拠に、戦間期における戦争違法化の不完全さをあげる。したがって、集団安全保障体制と区別される国家の国際犯罪概念が登場するには、第2次世界大戦後の戦争違法化の完成を待つことが必要であったと結論づける。

第2章は、国家の国際犯罪に対する処罰制度と

集団安全保障体制との関係を、国際法委員会での提案を中心に検討する。第1節では、国際法委員会でのアゴー提案、リップハーゲン提案及び国際法委員会提案を紹介する。それぞれの提案は、いずれも、集団安全保障体制を、国家の国際犯罪処罰のために利用しようとするものであった。そこで、第2節では、現行の制度を前提として、国家の国際犯罪処罰のために集団安全保障制度を利用する提案を批判的に分析している。まず、安全保障理事会が制裁措置を発動する要件と、国際犯罪が成立する要件が異なることを指摘する。また、従来の安全保障理事会の実行からして、侵略を認定したこともなく、国家責任の処罰のために安全保障理事会が決議を行ったこともない。したがって、今日の国連体制を前提とする限り、集団安全保障体制を利用して、国家の国際犯罪処罰制度を創設することは不可能であるという結論を導く。第3節で、諸提案を立法論として妥当なものかどうかという観点で分析する。集団安全保障体制を利用した国家責任に関する条約を採択するためには、国連憲章の改正が必要となるが、これは事実上不可能である。また、安全保障理事会は、政治的機関であり、法的な機関ではない。したがって、国家の国際犯罪という法的な制度を担保する機関としては不適切である。以上から、集団安全保障体制を利用して、国際犯罪の処罰に利用することは、現行法上もまた立法論としても受け入れられないと結論づける。

第3章は、「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」を取り扱う。「個人の国際犯罪」には様々なものがあるが、その中にあって「侵略の罪」は特異なものであることを描く。第1節では、「個人の国際犯罪」の法的性質を議論する。「個人の国際犯罪」は通例3つに分類されるが、国際刑事裁判所規程に関するローマ条約の規定を分析し、国際刑事裁判所において、3分類説がそのままの形で妥当することは困難であることを論証する。第2節及び第3節では、国際刑事裁判所規程の起草過程を分析することにより、「侵略の罪」に関して管轄権行使が凍結されている理由を検討す

る。第2節では、「侵略の罪」の定義問題を取り扱い、第3節では、「侵略の罪」の認定権者の問題を取り扱う。「侵略の罪」の定義をめぐって、定義をおかないという提案と、「侵略の定義」に関する国連総会決議を利用しながら定義をおくという提案とが対立した。著者によれば、このような対立が存在したのは、定義の問題が認定権者の問題と密接不可分の関係にあったことが原因であったからである。つまり、定義をおかなければ、国際刑事裁判所は侵略の認定で、安全保障理事会の決定に服することになる。一方、定義をおけば、安全保障理事会の認定とは独自に国際刑事裁判所が認定を行うことができる。このように、最終的には、認定権者が、安全保障理事会のみであるか、あるいは国際刑事裁判所も独立に認定できるのかという対立だったのである。このような対立があったのも、「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」が、「国家の国際犯罪」としての「侵略」を前提とするものであったからであるとする。

第4章は、「国家の国際犯罪」としての侵略と「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」の関係を議論する。第1章と第2章で「国家の国際犯罪」としての侵略について論じ、第3章で「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」について論じ、この章では両者を統合し、終章とするのである。第1節では、「国家の国際犯罪」の中で、侵略は特異なものであるかどうかという問題の存在を指摘する。1976年のアゴー提案では、武力行使禁止原則違反という国際犯罪を他のものと別個に扱っていたにもかかわらず、国際法委員会の国家責任条文案では、同列に扱っているからである。第2節では、「個人の国際犯罪」である「ジェノサイド罪」、「人道に対する罪」及び「戦争犯罪」をそれぞれ分析し、これらの犯罪は個人の単独の行為を前提としているものであることを論証する。そして第3節では、侵略を根拠として個人が処罰された事例を概観し、個人の処罰でありながら、国家の処罰としての側面も有するものであったかどうかという問題を検討する。しかし、戦前の事例からは、国家の処罰であったのか個人の単独の処

罰であったのか不明確のまま、戦後個人処罰のみが先行していったとする。第4節では、侵略を原因行為とする個人処罰の場合、国家機関としての処罰であって、国家責任追及の手段として行われたとまで結論することは困難であるが、最低限、「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」に関しては、「国家の国際犯罪」である侵略の存在を不可欠の前提条件としていることを明らかにする。

「おわりに」では、以上の分析から、国家責任条文草案から、「国家の国際犯罪」に関する規定が削除されようとしている今日、「国家の国際犯罪」としての侵略は、他の国際犯罪と異なり、「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」の処罰の前提として、実定国際法上の意義を有するものであると結論を下している。

< 論文審査の結果の要旨 >

本論文は、国際社会における国家の国際犯罪が法上確立しているかどうかを検討した論文である。国際法上、国際犯罪は、個人の国際犯罪と国家の国際犯罪が存在するといわれている。前者、つまり、個人の国際犯罪の処罰は、第2次世界大戦後のニュールンベルグ及び東京の国際軍事裁判所において、実現した。また、旧ユーゴスラビアやルワンダでは、安全保障理事会決議により、ad hocな国際刑事裁判所が設立された。さらに、ローマ条約により、常設的な国際刑事裁判所も設立される事になっている。しかし、個人の国際犯罪と区別される国家の国際犯罪については、今日でも、確立しているかどうかについて、見解の相違が大きい問題である。特に、国連国際法委員会が、国家責任条文草案において、国家の国際犯罪を規定し、そして今日その規定を削除しようとしていることから、大きな論争を呼び起こす事になった。このような状況において、国家の国際犯罪を取り扱った本論文は、時期に合ったものであり、国際法委員会における今後の起草の動きを見通すものである。

本論文が取り扱った国際犯罪の問題は、国際法の体系にとって大きな意味を持つ。なぜなら、国

際法上の違法行為は、通常国内の民事責任に類似するものと理解されていたが、国家の国際犯罪が存在するとすれば、国際法も民事責任に類する法体系と刑事責任に類する法体系の2種が存在する事になるからである。このように、この論文は、今日国際法が取り組んでいる大問題に、積極的に取り組んだという意義をもつものである。このような大問題にチャレンジした著者の意欲に感心させられる。

本論文の構成は、第1章で、侵略が国際犯罪として認識されるための前提条件を検討する。第2章で、国家の国際犯罪としての侵略を分析し、第3章で、個人の国際犯罪としての侵略を分析する。そして第4章で、「国家の国際犯罪としての侵略」と「個人の国際犯罪としての侵略」の関係を議論し、前者が後者の前提であることを明らかにしている。このように、本論文の構成は、国際犯罪としての侵略を、「国家の国際犯罪としての侵略」と「個人の国際犯罪としての侵略」という二つの観点から、総合的にかつ体系的に叙述したものである。本論文の構成は、よく練られたものであり、読者に安心感を与えるものである。そして、議論を展開していく上で、無理のない論の運びを可能にしている。論文の構成に関しては、完成度の高いものとなっている。

本論文の記述は、概して歴史の順にかかれており、手堅いものである。また、国際犯罪としての侵略に関する学説、学会提案、国際法委員会での提案・討論を渉獵しており、論文に説得力を付与している。利用した資料には、第1次世界大戦以前のものが多数含まれており、利用可能な資料はすべて検討しようとする意欲が感じられ、研究者として最低限必要な情報収集能力を有していることが伺われる。資料は英語で書かれたものだけでなく、仏語及び独語で書かれたものも含まれており、本論文によって、著者が語学力を有することも充分示されている。膨大な資料を、手際よく整理し、分析し、説明しており、無理なく読み進めることを可能にしている。

本論文の結論では、「国家の国際犯罪」として

の侵略が、実定国際法上、「個人の国際犯罪」としての「侵略の罪」処罰の前提として意義を有することを明らかにしている。多くの論者は、「国家の国際犯罪」は、国際法上、存在すると主張するか、あるいは存在しないと主張するか、どちらかであることが多い。しかし著者は、今日の国際法で、「国家の国際犯罪」としての侵略がどこまでの意義を有するのかについて、論理を突き詰めている。結論は中庸的である。しかし、そこに至る論理は周到である。「国家の国際犯罪」を分析する際の一つの新たな視点を提供してくれているのである。学会に対する影響も大であると思われる。

しかしながら、本論文において、問題がないわけではない。第一に、事例分析が乏しい点が挙げられる。東京裁判やニュールンベルグ裁判については、膨大な資料があるにもかかわらず、ふれられていない。また、湾岸戦争についても、貴重な資料を提供してくれているにもかかわらず、分析は少ない。著者によれば、本論文が、「国家の国際犯罪」としての侵略に焦点を当て、その存在意義について研究することを目的とするものであったため、個人の国際犯罪と関連する国際軍事裁判については、重要性が低いと判断されたのであるが、これについては将来の課題である。

第二に、若干、論理に無理のある箇所がある。たとえば、第1章で、戦争違法化が、国際犯罪としての侵略を確立するための前提であるとし、この前提が脆弱であった戦間期の提案は、集団安全保障体制の強化と国際犯罪処罰とを混同したものであると論じている。しかし、第2次世界大戦後の国際法委員会の議論を見ても、両者を混同した議論は存在し続けており、戦争違法化との関係が充分論証されたとはいえない。著者からすれば、

戦後の提案は、両者の区別を認識しつつ、国際犯罪処罰のために集団安全保障体制を活用する提案でしかなかったからであるが、その点論文の中では明示されていない。

第三に、読者に誤解を与える表現が所々散見される。副題の「法典化」の意義についても、多義的なものであることに注意が払われていない。また、本論文が主として取り扱ったのは、「国家の国際犯罪としての侵略」なのか、あるいは「個人の国際犯罪としての侵略」なのかについても曖昧さが残った。

このような弱点はあるにせよ、本論文が、国際法上の大問題である「国際犯罪」としての侵略に果敢に取り組み、資料をうまく整理し、論理的に説明を加えた意義は大きい。また実証的研究として高水準にあることも間違いのない。その上で、構成上うまくまとめ上げた論文は説得力に富む。したがって、審査委員会は、本論文が、立命館大学学位規程第18条1項に規定する課程博士号の学位を授与するに値すると結論に至った。

< 試験または学力確認の結果の要旨 >

本論文の執筆者は、論文提出時の2001年2月時点で、国際関係研究科博士課程の必要単位をすべて取得しており、博士論文の内容、公開審査会での質疑応答、専門分野についての高度の知識、基礎的な研究力量といった面で、総合的に判断して、立命館大学学位規程第18条1項により、博士（国際関係学）を授与するにふさわしいと判断する。これに応じ、博士（国際関係学）の学科試験を免除することが適当であると考えられる。さらに学位請求者は、本論文作成にあたって、英語、仏語、独語を活用しており、審査委員会は請求者がこれらの言語に関する能力を有するものと判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：ティムール・ダダバエフ
(Timur Dadabaev)
学位の種類：博士(国際関係学)
学位授与年月日：2001年3月31日
学位論文の題名：旧ソ連・中央アジア地域統合への道 (Towards Post-Soviet and Central Asian Regional Integration)
審査委員：朝日 稔(主査)
南野 泰義
清水 貞俊

< 論文内容の要旨 >

本論文は、旧ソビエト連邦から新しく独立した独立国家共同体(CIS)や中央アジア諸国(ウズベキスタン、カザフスタン、タジキスタン、キルギスタン、トルクメニスタン)が新しい世界秩序の中で自らの地位と役割をいかに確定するかを地域統合の観点から分析し、その指針を与えようとしたものである。ロシアを除いては、CIS・中央アジア諸国は経済面では最小の規模であり、豊富な人的ならびに物理的資源を持っているとはいえ、現状ではもっとも貧しい国々の中に位置づけられている。したがって、これらの国々が持続的な開発を実現していくために、政治的・経済的に統合することは切実な願いであるとともに、必要な形態でもある。その際に、ヨーロッパやアジアにおける先例を批判的に検討し、この地域の現状にあった地域統合の具体的な処方箋を見いだすことが、ここでの主要な検討課題になる。本論文の構成は以下のとおりである。

- 序 論 課題と視角
- 第1章 統合概念に関する諸理論の検討
- 第2章 ヨーロッパにおける統合の経験
- 第3章 アジアにおける統合過程
- 第4章 旧ソ連諸国における統合の特徴 解

体から統合へ

結 論 CIS・中央アジア諸国への教訓
参考文献

序論において、著者は、最初にCISや中央アジア諸国にとってもっとも効果的な地域統合の形態はどれか、地域統合が旧ソ連から独立した国々に及ぼす影響と役割はどのようなものか、そして他地域における地域統合から学ぶべき教訓は何か、という三つの疑問を提示し、それらの疑問にたいする解答を得る形で本論文の狙いと目的を設定する。すなわち、第1に、政治的・経済的統合を助長ならびに加速させる諸要素を探索すること、第2に、各地域での統合の形成を促した制度的メカニズムを明らかにし、それを参考にして、対象地域内のより一層の統合の可能性について分析して、将来に向けたシナリオを作成すること、第3に、旧ソ連やCIS・中央アジア地域の内部状況に関する詳細で貴重な情報や資料を提示しつつ、今後の中央アジア諸国とAPEC、ASEAN、EUとの関係の深化の方向と内容を予測すること、である。そして、こうした統合が移行経済の過程にあり、かつ発展途上にもある国々にとって前進的な効果をもたらすかどうか、またそれが構成国の国家主権を損なわないものかどうかをも、合わせて検討の対象としている。

これらの課題を検討する本論文の独自の意義は、著者によれば、各地域の統合における政治的、経済的效果を比較し、なかんずく政治的側面の特徴の明確化をはかったこと、CIS・中央アジアに関する、わが国では十分に知られていない情報をもとにした、具体的な洞察を行ったこと、そしてCIS・中央アジア諸国の統合を発展させて、先行する他地域の統合との関係を発展・深化させるための道筋を提示したこと、にあるとしている。なお本論文の手法は、統合の概念を広く理解して、異なる段階にあるEU、ASEANならびにAPEC、そしてCISとCAEU(中央アジア経済連合)という、三つの統合(5形態)を比較検討しながら、発展段階の異なる諸国に適用できる共通の要素を

明らかにし、さらにそれが与える影響を具体的な事例として取り扱うという、いわば学問的であると同時に実践的でもある接近法を採用している。

第1章では、統合の概念を明確にするため、既成の理論を関税同盟論、Conventional Theory、機能主義ならびに新機能主義に分類し、それぞれの特徴と意義を明らかにしている。まず関税同盟論によれば、統合の主目的は多国間貿易など国境を越える商品流通における障壁や差別を段階的になくすことにありとされるが、CISや中央アジア地域では、関税同盟のみならず、それ以上の目標、つまり、今の時点でこれらの国々にとって最も重要な課題である政治的な安定と国家安全保障の確立を目指している。そのために、CIS・中央アジア諸国はそれを保証できる多国間メカニズムを追求している。次に、Conventional Theoryに属する論者によると、経済的分野での統合が自由貿易地域から最終的な統合形成にたどり着くには、関税同盟、共同市場、経済同盟、そして完全な経済連合という各段階を通過しなければならないと多く主張されているが、CIS諸国がおかれている政治的、経済的、社会的な状況の複雑さを十分に考慮に入れることに成功していない。発展途上にあるCIS諸国相互間の貿易の発展は比較的低く、多くの場合、これら各国の輸出品は相互補完的なものではなく、むしろ海外市場で互いが競争相手になっている。しかも、主な輸出を天然資源に依存しており、それが外貨獲得の主な収入源になっている。したがってこの学派の統合論は、現在のCIS・中央アジア諸国の状況に合致しているとはいえない。さらに機能主義の統合論は、社会的、技術的、経済的課題の解決策を政治的要因とは分けて考えるところに特徴がある。この学派によると、統合のためには、経済的、技術的、社会的土壌があれば政治的要素は重要ではないとしている。しかしCISや中央アジア地域の状況では政治的側面は最も重要であって、それ抜きでは統合は成功裡に達成できない。したがって、機能主義の理論はCISや中央アジア地域の状況に不適切であると考えられる。

これらの考察から明らかになったのは、第1に、統合と相互依存とは異なるものであり、「統合とは、新たに独立した諸単位が新しい組織もしくは統一体を形成することを目的に結合することである」という新機能主義の定義が本論文の課題に最も適合すること、そして「統合とは、基本的に、経済的相互依存を促進するとともに、そこから発生する諸事情を管理するための政策上の調整・協調に関する政治的過程を指すものである」(Hagar)という定義に基づいて事例研究を行うことが妥当であること、第2に、近年の国際関係においては発展途上にある国々の間の統合は国内的・国際的問題への対応として生じており、国家及び社会を何らかの統合体として地域的に統合するために共通してかけられる基準は、安全保障に関する共有された不安や利害、政治的利害関係、経済的正当化、または文化的、社会的理由に基づいていること、第3に、統合はその深度や制度化、中央集権化の度合い、最終目標などによってその過程が多様であること、第4に、統合には、進化した統合、発展途上にある統合、発展初期の統合という三つの段階が存在すること、などである。

そしてこれらの国家間統合の各段階は、参加する諸国家が追求する統合の形態や、国家間の相互関係に見られる特質によって、以下の三つに大きく分けられる。第一のものは、部分的にせよ、全体的にせよ、統合が国民国家にとってかわる形態のものである。例えばEUのように、経済(市場)を出発点とし、次第に金融・通貨から軍事的・政治的分野にまで段階的に国家主権を地域的主権に移譲させるような形態である。第二のものは、国家間機構としての機能を持つような統合である。そして第三のものは、しばしば「新しい統合」、あるいは「開かれた地域主義」と呼ばれる形態のものである。例えばAPECなどは、第三国を敵もしくはライバルと見なすといった軍事面や貿易面での仮想敵を想定するものではなく、構成国間の相互関係を発展させるために行われており、貿易面では市場への自由なアクセスを提供するものになっている。

以上の検討から、著者は、いかなる過程を経る統合も、最初はゆるやかな段階から始まり、その後、制度改革をとおしてより複雑な統合形態に移行していくものだと理解し、統合に関する新機能主義のアプローチに依拠しつつ、それをさらに発展させるという方法を採用するに至ったとしている。

第2章では、ヨーロッパにおける統合が分析され、そこからの教訓が引き出されている。第1のタイプに属するEUは統合における政策決定過程システムの制度化がもっとも成功した事例であり、転換期にあるCIS・中央アジア諸国に無比の経験と教訓を与える先例である。ここでの教訓は以下の三点にまとめられる。第一は、EUは三つの共同体として始まり、その後、政策決定手続きが次第に整備され、最近では理事会(閣僚理事会)の他に欧州議会も一定の範囲内で立法過程に参加するようになった。また、制度面での顕著な発展がEUの政策決定にあたって重要な発展をもたらした。このことは、効果的ないかなる地域統合も、様々な努力の成果を制度化する過程を経ない限りは首尾よく実現しないことを物語っている。ただし、ヨーロッパ統合は必ずしも成功裡に制度化された地域統合の形態のみをあらわしているわけではないため、地域統合における制度化は各事例によって異なる形態や構造になることに十分留意しなければならない。一方、CISの事例のように、完全だが非能率的な仕組みを作り上げることで制度化の過程を加速させようとする試みは、失敗もしくは行き詰まりに陥る可能性が高く、統合が初期の段階にあれば、さらにその危険性は強まる。したがって、統合が初期の段階にあり、なおかつ課題が制限されている場合には、参加国の間に政治的意思と好ましい状況が続く限りは、むしろ限られた制度でそれらの達成をもたらすことができよう。

第二に共有された価値観や共通の課題や共通の脅威の存在も統合を成功に導く上で重要である。ヨーロッパ統合が証明しているように、共通に認識される脅威、民主主義的システムへの忠誠心、

統合過程における民主主義の不足の克服、統合の範囲の明確な定義といったことが、その前進を大いに促した。

第三に成功と失敗に密接に関連している要素に、主権の問題がある。ヨーロッパ諸国は地域的主権のために個々の国家主権を制限している。つまり、自発的に主権を制限することによって、地域の包括的な安全保障や、政治的・経済的利益を地域的主権に委譲させている。CISや中央アジアの国々がこの点から学べることは、各国の国家主権は統合に参加している国のそれぞれの国益を保障できるとは限らないということ、裏を返せば、統合の過程の中で自発的に主権を制限したからといって、統合に参加している諸国の国益が必ずしも損害を被るとは限らないということである。したがって、EUは自らの安全保障を強化するため、さらには、長期的にヨーロッパ全体の安全保障に関する全責任をとるために、その防衛能力を発展させてきているが、その背景にはアメリカの覇権主義的で攻撃的な姿勢の存在も影響している。

第3章では、東南アジアとアジア太平洋地域における統合過程が分析されている。ここでは、これを統合体とみなすことができるか、地域諸国間の協調・統合の展望ならびにその効果は何か、信頼醸成過程における政治的要素の位置付けや役割は何か、そして統合は急速な成長と安定を促進するかどうか、といった課題をおきながら、論述を進めている。

第1節では、最近におけるこの地域の歴史的な概観を踏まえた上で、統合が行われるようになった理由を四点にまとめている。すなわち、ヨーロッパとアメリカ大陸における経済圏の形成、投資や資金助成における地域間競争の増加、アジアに対するアメリカの攻勢的な経済政策の展開、それにポスト冷戦期における国家間の役割の再配置である。

第2節では、ASEAN(東南アジア諸国連合)に焦点を当てて、まず、東南アジアの安定と安全保障を達成するため、そしてまたこの安全で安定した政治状況を基礎とする経済発展のために、こ

の機構が重要であることが強調される。次いで、ASEAN設立から始まり、その発展過程やそれが機能する上で基盤となる組織構造が概説される。さらに、ASEAN内の異なる地域的経済組織や貿易圏の説明と分析を経て、最後には、ASEANの今後の予測と、これと日本やEUとの関係が分析されている。

これらの考察の結果、ASEANは設立当初の基本的目的を達成できたとしている。その理由は、構成国の間での紛争は発生しておらず、東南アジアの安定と平和はベトナム戦争以後回復されたといえるからだ。そしてこのことが達成されたことを決して過小評価すべきではないとしている。これまでASEANに対して次々と大きな試練が襲ってきたが、ひとつにはグローバル化の圧力があつた。1997年のアジア通貨危機にたいして、構成国は一国ではグローバル化の圧力を克服することが難しいことを悟った。もう一つは冷戦の終結である。これによって、東南アジアの安定と安全保障が改められ、戦略的開発の絶好の機会が訪れたが、それはまた、これまでのメカニズムや制度の調整や変更を行わなければ、ASEANは消滅する危険があるという圧力を生じさせた。その結果、新旧の構成国による新たなコンセンサス作りが求められるようになった。構成国は、政治的安定と国家間の信頼関係の形成なしには経済発展は困難であるという認識に至り、これら二つの目標を達成してから、経済統合というその次の段階に取り組むことで、ASEANは国家の自立と構成国共通の利益の保障を追求する手段として続けられることになった。構成国が相互関係をより緊密にし、政治的・経済的統合をとおして各国の政策を調和させようとする際に、各国の特長と弱点とが反映され、相互補完的な役割を果たしてきた。ASEANは第三世界における効果的な統合に向けた最初の取り組みであり、他の第三世界諸国にとっては貴重な実例である。そしてその政治的・経済的・文化的状況は旧ソ連から独立した中央アジア諸国と類似しており、多くの教訓を引き出さう。

ここから明らかとなったのは、以下の三点である。第一に、CISや中央アジア地域が統合の初期にあることから考えて、ASEANの段階的な統合過程を深く学ばねばならない。特に、CIS・中央アジア諸国は、まず効果的な対話の場を設定し、そこから、政治的な安定期を経て段階的に経済統合へ進むというASEANの手法を採用するべきである。お互いの国家主権を守り、国内情勢に介入しないというASEANの政策は、CIS・中央アジア諸国間の対話の好ましい原則になり得る。また、政治的対話や地域の安定化は、CIS・中央アジア地域に存在している国内・国際紛争の解決に繋がっていこう。第二に、ASEANとCIS、CAEUの共通点は、いずれも国家の自立性や民族のアイデンティティーを守る意思が強く働いていることである。ASEANの経験を見るかぎり、CISおよびCAEUの構成国は、統合の初期の段階を通過した後は、国家の安全保障から経済の再生・繁栄に目的を移行させるべきだろう。この過程では、CIS・CAEU諸国に投資を引きつけ、地域全体の産業を強化するために、産業開発地域や、いわゆる「成長のトライアングル」を形成することも考えられる。第三に、中期的視点から考えれば、自由貿易を促進するため、CIS・中央アジア諸国間がASEAN自由貿易地域(AFTA)のような広義の意味での関税同盟を構築することも可能性の一つにある。しかし注意しなければならない点は、CIS・中央アジア諸国の輸出品は、多くの場合、地域内で相互補完的というよりも、むしろお互いが海外市場での競争相手となっていることである。したがって、CIS・中央アジア諸国が目指すべきものは輸出を増加させる産業構造であり、ASEANの発展の経験はそれを強く証明している。

第3節はAPECの事例を取り上げている。まず、APEC構成国間に見られる類似性と相違を明らかにした上で、利益や課題が共有もしくは分担されていけば、異なる文化や文明をもつ国家間の統合が可能であると考えられる。そして、なぜ同じ地域にASEANとAPECという二つの異なる統合体

が形成されたのかを解明している。これらの検討を通じて明らかになったのは、APECの統合過程はCAEUよりもCISに役立つということである。なぜなら、APECとCISにおける統合の共通点は、両者が、国家の規模や社会的・文化的構造、属する地域がそれぞれ異なる国々を合同させたものだからである。CISにとって、APECからの教訓は以下のとおりである。第一に、APECの経験は、構成国の主権を完全に制限しなくても効果的な統合は可能であることを示している。CIS構成国の一番大きな不安は、長い戦いの結果獲得した独立や国家主権を失うのではないかという点だが、APECの事例は、経済的・面積的に小さな国の国益が保障されることや、かつて敵であった国家間での対話や信頼醸成が可能であることを証明している。第二に、CISの統合に民主主義的な制度化が必要であることをAPECの事例は明らかにしている。このような制度化は、民主的な政策決定を可能にし、構成国の国益を保証することになる。第三に、APECと同様、CISの統合過程はサブリージョナルな統合の努力と相まって行われるべきである。したがって、CISにおけるこうしたサブリージョナルなもの存在は、必ずしもCISの分裂をあらわすものではなく、逆に両者は相互補完的であると見なすことができる。

第4章は、旧ソ連諸国による統合と、それが社会開発に与えてきた影響が考察されていて、ここが本論文の白眉をなしている。旧ソ連諸国の発展に関する先行研究では、個々の国家がどのような資源や輸出・経済能力を持っているかを基準にして各国の発展が判断されることが多く、また、旧ソ連諸国が経済を転換させる能力については、各国が所有する資源と潜在的可能性を根拠とした分析が行われてきた。さらに、この地域に関する研究の多くは、開発に関して現段階で各国が直面している問題は類似していて、かつ多国間に及ぶものであり、したがってその解決もやはりまた多国間で取り組む必要があるということ十分に理解していない。一方、各国が抱えている、本質的に類似した問題を解決するためには、この地域に属

する諸国間の、より幅広い統合が必要であると指摘する先行研究はごくわずかしかない。したがって、こうした従来のアプローチの不十分さを批判し、新しい視点から分析を行うことが大事になる。

まず、旧ソ連諸国の独立前後の略史および独立後10年間にみられる国家間関係の発展に関して概観する。その上で、この章の目的として、旧ソ連諸国間の統合は、持続的開発に関して直面する数多くの課題に対し、各国が独自に行う努力を助け、かつ支えるものであるという点を明らかにする。統合はしばしば二国間関係が中心であるとみなされる場合が多いが、必ずしもそうではない。ここで著者は、統合とは各国それぞれの努力を減じさせるものではなく、むしろ増進させるものであるとする独自の考えを再度強調している。旧ソ連諸国の事例では、統合は紛争や諸問題に、より幅広い解決方法を提供するので、二国間・多国間による問題解決と矛盾するのではなく、それらを支えているものである。

第1節は、旧ソ連の崩壊過程と、その後独立した各国の中央政府が新しく民主的で統一された国家建設のために行ってきた国家再建に焦点を当てている。特に、CISの制度化を取り上げ、その過程と制度自体に対する分析を行っている。ここで注目すべき点は、比較的新しい機構であるCISは二つの矛盾する過程を伴っているという点である。すなわち、CISは一方で旧ソ連からの脱退を容易にし、各国に独立と主権をもたらしたが、他方でCISは自発的に作られた多国間機構でもある。次に、CISの弱点、構成国の政策に見られる近年の傾向に焦点を当てる。その上で、CIS構成国間の協力に関して将来のシナリオを提示する。さらに著者は旧ソ連諸国の間で有力になっている地域化(リージョナライゼーション)の傾向と、それが他の地域機構や地域共同体形成へと繋がる連鎖反応が存在することを強調している。この部分では、諸国がCISの構成国としての地位を維持しつつ、他方ではより小さなサブリージョナルな集団を形成している点を考察している。

ここでの考察を通じて明らかとなったのは、以

下の六点である。第一に、CIS内の協力を評価することは難しい課題であるが、CISの組織的な構造、状況、機能や目的からいうと、CISは第1章で挙げた三タイプの二つ目にあたるということである。第二に、CIS構成国の最も重要な目的は、経済関係を促進すること、各国民および各国の生活基準を高めること、さらに、これらを通じて安全保障を強化して、民族間紛争を予防することである。第三に、CISの統合は構成国を拘束する超国家的な組織の結成を予想して行われてきたわけではないということである。第四に、CIS統合は、共通の外交政策の追求が行われる一方で、構成国によるサブリージョナルな協力機構の形成が同時に進行する可能性を含んでいる。この後者は、より一層の政治的、経済的統合を求めて、異なるサブリージョナルな地域協力関係の強化を志してきたものである。第五に、CIS統合への動きは、転換期にある構成国がそれぞれ立ち向かっている挑戦に対する反応と位置付けることができる。そして第六に、CIS統合の特徴は、それが旧ソ連からの脱退の一過程だったことである。かつて旧ソ連からの独立を求め、それを達成した諸国が、今度は再び、しかし新たな形での統合を追求した成果がCISであった。

第2節では旧ソ連から独立した中央アジア諸国の統合、とりわけ、中央アジア地域に属する国家間関係が制度化される過程に焦点を当てている。この地域における統合での中心となるCAEUは1994年のタシケント・サミットで結成された。まず、1994年1月にウズベキスタンとカザフスタンの間でCAEU形成が合意された。同年4月、キルギスタンもこの連合にメンバーとして受け入れられる。そして同年7月8日、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギスタンの閣僚が、アルマティ・サミット（カザフスタン）の中で、CAEUを包括的な軍事・経済連合に発展させることに合意した。その後2000年に、タジキスタンが連合のメンバーとして承認された。これらの考察を通じて、著者は、中央アジア諸国は現在のCISの諸制度に対する不満から、地域協力に関して新しい制度を

追求していることを指摘する。

続く第3節では、著者は、他地域の諸国との関係を構築する上で、中央アジア諸国の統合は構成国に多大な潜在的可能性を提供することになると述べている。そして、中央アジア諸国の統合は、他の類似した諸組織と協力することで、中央アジア諸国の地位向上を促進することを証明している。

これらの考察をもとに、以下の結論を引き出している。まず、旧ソ連に属していたCIS・中央アジア諸国は地域的組織を形成する第一段階にある。この点に着目すれば、著者がEUやAPECおよびASEANの統合過程に対する分析で想定したとおり、CIS・中央アジア諸国間の地域統合は、各国の利益に留意しつつ、漸進的に進行されるべきである。統合全般に関しては、第1章を中心に著者が慎重に考察した形で統合過程を理論化した場合、EUは第一のタイプ、ASEANは第二のタイプ、そしてAPECは第三のタイプに分類される。一方、CISと中央アジア地域は、まず自分達がどのタイプの統合を追求するのかを決定すべきである。

次に統合の具体的な内容に関する結論としては、第一に、統合の明確な目的および方針はいかなる地域統合過程にとっても不可欠である。CAEUの場合、それは明らかに経済発展と民族間紛争の防止である。CISに関しては、現在のところ明確な目的は欠けているか、あるいは少なくともあいまいである。したがって、CISは安全保障に関する利害の共有、国内紛争への取り組み、そして国家再建をもとに再構築され得るといえよう。第二に、著者は本論文の考察を通して、効果的な地域統合の条件は以下の四点にあると定義している。すなわち、共通して受け入れられる価値観が存在すること、経済発展のレベルが同程度であること、開発に関し共通した課題が存在すること、そして共通に認識される脅威が存在することである。第三に、EUとASEANの経験から既に明らかにしたとおり、転換期にある国家間関係を制度化する過程は非常に重要である。制度的構造

の不備は統合の将来に対する展望に損害を与えるが、しかし制度のために制度をつくることは効果的ではない。このことに関して、初期の段階にあるCISや中央アジア統合が、EUやASEANと類似した制度を構築することは非効果的であり、さらには自滅的でさえある。第四点として、地域統合は、それがいかなる地域で行われるとしても、安全保障に焦点を当てられるべきである。なぜなら、政治的、経済的、そして軍事的側面での各国の安全保障という目的が達成されると、統合は、脱国家的統合体を形成し新たな課題と責任を担う政治的分野へと進むからである。そして第五点として、政策決定に関する手続きもまた地域統合の制度化において重要な問題である。初期段階においては、政策決定は全会一致という方法をとる。しかし、統合の段階がさらに進むと、多数決制が採用される。この方法では、統合の各構成国は自国に利害関係のない案件に対しては政策決定への参加を控えるという手段をとることも可能である。

本論文で著者は、旧ソ連から独立し転換期にあるCIS・中央アジア諸国に対して新しい挑戦が徐々に進展しているということを考えれば、地域統合はグローバリゼーションと孤立主義との妥協案として現れているのだということを実証しようと努めてきた。グローバリゼーションの過程は、地域化(リージョナライゼーション)を促進すると共に、個々の国々が自国の競争力を高めるために近隣諸国とより緊密に協力しようとするので、地域間の競争を生み出す。しかし他方では、グローバリゼーションとは、全ての国、特に第三世界諸国や旧社会主義諸国に対する挑戦であり、それらの国々は世界政治経済システムから除外されてしまうのではないかと不安を抱いている。それに対して、統合は、グローバリゼーションが潜在的にもつ好ましくない影響を埋め合わせるのに役立つものである。このように、地域協力や地域的取り組みの重要性が増していることが各国を統合へと向かわせている。外部からの圧力が存在することから、移行期もしくは発展途上にある諸国は、現在の多国間システムよりも地域統合

のほうがより大きな経済的利益を得ると確信している。以上の考察をもって著者は、地域統合が全構成国の一致した努力によって各国の安定や信頼性を強化することで、移行期にある諸国が政治的不安定や社会問題が原因の国内紛争に対処する支援を行うということを例証してきた。地域統合は、新しく独立した国家が安定化する方法を提示するとともに、一国では対応できないような挑戦に取り組むにあたっては、構成国が有する資源を組み合わせさせて結集させることで、独立国家としての地位を確立することを可能にしているのである。これがその中心的な結論である。

< 論文審査の結果の要旨 >

本論文はウズベキスタンからの留学生が6年以上にわたる日本での学習、研究をもとにして、国際関係学の視点から祖国の現状とそれを取り巻く国際環境を分析し、近隣諸国との統合を基礎にしたその将来方法を展望したもので、全文書き下ろしによる英文で350頁を超える大部のものである。これは膨大な研究時間と文献の渉獵、そして不断で飽くことを知らぬ推敲と討論などの学問的営為を経て完成されたものであり、その努力は大いに評価されよう。

本論文の意義は、まず第1に、わが国においてその実態が不透明だった中央アジア諸国の政治的・経済的実態に関して、極めてリアルで詳細な全体像を活写したことである。しかもそれは、ソ連邦の解体とCISの結成というまったく新しい国際的・国内的環境の出現のなかにおいてである。ソ連の解体がこれら中央アジア諸国 他ならぬソ連の解体によってはじめて独立国家になったのだが、その存在とその意味、そしてまたその国家建設の困難を世界の前に明るみに出すことになった。しかし、その将来を考え、有効な処方箋を提示するためには、まず何よりもこの地域の実情がリアルに把握されなければならない。このなりよりも大事な第一歩が著者によって、描き出されたのである。本論文全体の意義もさることながら、中央アジアの現状を描いたこの部分だけでも、優に単

独の論文としての意義を有する貴重なものだといっても、決して過言ではないだろう。その幸運にわれわれが浴したのには、著者がわが国への最初の国費留学生であり、本学に在籍して研究・学習を深めたという幸運も影響しているだろう。その意味で、先駆的で、貴重な価値を持ったものである。

第2に、中央アジア諸国の将来を地域統合に求めるという著者の構想は、その具体像をEU, ASEAN, APECなどの先行事例を基にして、それらとの比較、検討の上に、その適否を判断し、独自性を確立しようとするのなかにある。外見的には、極めてバラエティに富むこれらの先行事例の中から、共通項を掴みだし、そこから教訓を引き出そうとしたばかりでなく、さらに独自色を追求しようとした著者の着眼点には敬服すべきものがある。著者の脳裏にあるものは、ソ連の解体が中央アジア諸国の利害対立を助長し、国家存亡の危機に陥るばかりでなく、人民を塗炭の苦しみに追いやるのではないかという恐れである。経済的には最低限の水準にあるこれら諸国の経済開発の必要性と相互協力の渴望は死活的でもある。しかもこれらの地域は天然資源の面では多くの可能性を秘めているのである。ここから、この地域の統合の必要性を汲み取り、それを武器に政治的安定を図り、その保障の下に、経済開発を順次進めていこうという見取り図を描いている。しかもそれを当面は国家主権を失わずに進めていこうと考えている。当然に、国内・国際的に、そこには気の遠くなるような多くの困難が待ち受けているだろう。グローバリゼーションの荒波と社会主義から市場経済への移行過程にあり、なおかつ開発途上にあるという独特の環境を十分に前提におきながら、この見取り図の細目のプラン化を著者は考えている。この著者の慧眼と勇氣、あるいは意志には深い共感と感銘を受けざるを得ない。

第3に、そうした熱い情熱をその底に秘めつつも、著者の目は極めて冷静であり、その分析と洞察は現実的かつ実証的な姿勢に貫かれている。統合にあたっての政治的な安定性の必要性、市場経

済の必要性とグローバリゼーションへの対応、外資導入における国家主権の尊重、国内改革と民主主義の成長への期待、アジアの将来への洞察、異なる種族・文化・宗教の間の共生の展望など、現在の世界が抱えている問題への目配りと冷静な判断がそこには横溢している。このこともまた、著者の統合の必要性の主張を根拠あるものにさせている。この点での著者の科学的な姿勢の堅持はまっとうであると同時に、好ましいものでもある。

第4に、ここでの展開が主として政治と経済の複合化された国際関係論として立論され、叙述されていることである。現在の複雑な政治、経済、文化などの錯綜した、複合的な関係、そして国内と国際との入り組んだ関係などをリアルにかつ総合的、立体的に把握しようとするれば、国際関係論の持つメリットと武器を活用することが有効である。著者はその点で国際関係論のもつ有効性をきっちりと弁えており、その手法を下敷きにして、自らの構想の具体化と論述プランを練った。それが本論文の中に十二分に生かされており、その結果、本論文を国際関係論の中の重要な成果とさせている。それはまた、本研究科にふさわしい研究成果にもなっている。

第5に、社会主義から市場経済への移行期にあり、しかも発展途上にある、新たに独立した国の地域的な連合の模索という、このテーマ設定と構想のユニークさである。これらの全てを網羅したものは、現代世界の縮図でもあるのだが、それ故にこそ、それらを一つにまとめて扱うことは困難なことでもある。それを統一的にまとめ、かつ展開したことの意義は極めて大きい。これは、ポスト冷戦時代という、21世紀世界が否応なく踏み込んだ新しい状況下での、極めて大事で世界的なインパクトを持つテーマであり、今日的なものでもある。このことの解明は同種の問題への大きな学問的、実際のな寄与になるだろう。

第6に、書き下ろし論文としての一貫性と統一性である。これだけの構想を首尾一貫したものとして、かつ迫力あるものとして展開できているのは、本論文が全て書き下ろされているからでもあ

る。構想されたものを一挙に形あるものにするために著者が果たした集中的な努力は大変なものであろう。しかも350頁にも上る大著である。そのエネルギーには脱帽すると同時に、それだからこそ、一貫性のあるものが出来上がったとも云いうる。これは本学博士号の趣旨にも添うものである。

とはいえ、弱点もないわけではない。第1に、著者の論述は堅実ではあるが、完全に説得力あるものとなるためには、さらに精進が必要であろう。というのは、統合概念の独自のな設定は一面では著者の慧眼を示しているが、それが完全に説得力あるものになるためには、もっと多くの統合概念の比較検討やそれらの整理が求められるからである。あるいは既成の理論の分類方法や整理に関しても、一考を要するだろう。そしてそれらの補充は著者の着眼点や論理構成をさらに強固なものにするだろう。

第2に、細部にわたる細心の注意をもって展開されるべきものではあるが、大部なものであるため、幾分かは未完成部分も散見される。書き下ろしという性格上、テーマの一貫性や論述のまとまりや凝集は目立つが、その反面、細部にわたる完成度に関してはもう一段の精進が必要となろう。それに関しては、より一層、細部へのこだわりが期待される。その点では、母国語以外の言語による論文作成という特殊な条件も、幾分かは影響しているかも知れない。

第3に、国際関係学の論文としてみた場合、政治過程の相対的重視というのは著者の立脚点だが、その結果、経済過程への言及やその必要性の強調が少し手ぬるくなっている印象を受けた。経済開発には強力な政治的リーダーシップが大事なことは、これまで繰り返されたものだが、そうであれば、経済と政治との相互作用への言及、あるいは両者の重層的な位置づけが求められる。同様のことはこの地域の宗教などの文化的要因と政治（そして経済）との関係の解明も必要な気がする。

その点を著者が意識的に避けたかの印象をもったが、この点での著者の踏み込んだ意見を是非聞きたい気もする。

もちろん、これらの不十分さは、本論文の持っている圧倒的な現実感や切実感、その上に立てられた極めて独創的な統合構想の見事さやその論理展開の堅実さの前には大きな弱点とは言えず、将来的には是正可能なものである。

< 審査委員会の結論 >

審査委員会は3人による慎重な審査に加え、7月2日に公開審査会を実施して、本人の内容報告に加えて、参加者からの忌憚ない意見の開陳やそれに基づく意見交換を行った。その結果も踏まえて、審査委員会は本論文が立命館大学学位規定第18条第1項に基づく博士（国際関係学）に値するとの結論に達した。

< 試験または学力確認の結果の要旨 >

申請者は2001年3月に国際関係学研究科博士課程後期課程の必要単位を全て取得した。論文の内容と水準に加えて、公開審査会での報告、質疑応答においても申請者が論文内容に関して深い理解と説得力ある説明を行った。

以上を総合的に判断して、審査委員会は学科試験を免除した上で立命館大学学位規定第18条第1項により、博士（国際関係学）を授与することがふさわしいと判断する。

申請者は本論文を英文にて提出したが、それに加えて、日本語による要旨の提出、また公開審査会では日本語による報告と質疑応答を行い、日本語能力に関しても優れていることが証明された。さらに、ロシア語、フランス語等のいくつかの外国語に関しても高い能力があることが確認された。審査委員会はこれらの言語に関する十分な能力を有するものと判断した。